

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令について

令和 7 年 1 0 月
出入国在留管理庁

1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 51 号）による出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）の改正に伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 43 号）の別表中の号を繰下げる改正を行うもの。

2 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

本省令は、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 51 号）による出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）の改正に伴い、号の繰下げという形式的な変更をするものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号の「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等」に該当することから、意見公募手続を実施しなかった。